

1. 第11回技術検討専門委員会における委員意見及び県の対応方針等

資料1

番号	項目	意見の内容	県の対応方針等	参照ページ
1	処分場内東側の雨水排水について	旧処分場の東側エリアの雨水排水について、設計の背景を確認していただきたい。 (高い所でシーリングしている所があって低い所はシーリングせずに浸透した方がよいということだ と思うが、旧処分場の東側エリアに雨水を溜めたくないなら、浸透能の確保以外にも横方向に穴を 開ける方法がある)	<雨水排水の必要性> 旧処分場内のうち、掘削除去エリアを除く熱処理工エリア及びその西側のエリアには、VOCを含む廃 棄物が残置されます。地下水面よりも上側において、地表面から浸透した雨水がVOCを含む廃棄物 に接触すると、 水への溶解性が高いVOCが地下水に溶解するおそれがあるため、熱処理工エリア及 びその西側のエリアにキャッピングを行うものです。 また、同エリア内の廃棄物は油を含んでおり、地表面から浸透した雨水が接触すると、 油が新たに遊 離するおそれもあるため、キャッピングが必要 と考えます。 <雨水排水計画の見直し> 熱処理工エリア及びその西側のエリアからの排水を二重締切工の内側のエリアに流す場合、旧処分 場の東側のエリアは、十分な雨水浸透能があることを確認していますが、 将来、目詰まり等により冠水 するおそれがあるため、雨水排水計画を見直すこととしました。	資料2 P8~15
2	桑名市水道管理 者のモニタリング について	桑名市水道管理者が実施している水質モニタリングの結果を把握した方がよい。	桑名市水道管理者には、4箇所の観測箇所(上流側から「水源井戸上流側観測孔」、「西部5号井 戸」、「西部7号井」及び「西部8号井」)において、月1回PCB、2ヶ月に1回9項目、年に1回全51項 目実施している水質検査について、 平成23年度から現在まで異常がないことを確認しています。	-
3	水質モニタリング の項目について	ドラム缶の内容物として、トルエン、キシレン、エチルベンゼンの有機溶剤が検出されているため、令 和5年度以降の水質モニタリングの項目にTEXを追加するよう検討されたい。	令和4年度までのモニタリング結果を踏まえ、令和5年度以降の水質モニタリングの項目にTEXを設 定するかを検討し、次回(第13回)の委員会でお示ししたい。	-
4	異常気象時の安全 性の評価について	河川では、降雨を確率年で設定し、流量及び水位を設定している。本事案も行政代執行を終了す るにあたり、PCBやVOCによる汚染のリスクを定量的に評価してはどうか。	PCBやVOCによる汚染のリスクの定量的な評価は困難ですが、冠水による汚染の漏洩リスクが懸念 される旧処分場以外のエリアにおいて、リスク低減のための措置を行っています。具体的には、平成23 年9月に冠水した低水護岸部エリアでは、冠水のおそれがあるため、汚染された土壌を掘削除去しま した。また、高水敷部エリアでは、異常出水による冠水時にPCB及びVOCを含む油が地中から浮遊し ないよう地表面をコンクリートキャッピングします。 なお、旧処分場(最低地盤高:TP+22.9m)以外のエリアは、80年確率(河川整備基本方針流量 2,450m³/s、洪水到達時間内平均降雨強度48.6mm/h)で冠水し、河川水位はTP+22.0mとなり ます。確率年が30年の河川整備計画流量(2,150m³/s)が流下する場合も同様 です。	-
5	異常気象時の構 造物の点検頻度 について	異常気象時の構造物の点検頻度について、桑名の気象観測所では観測史上最大の雨量が 77mm/hであることをふまえ、安全度をより高めるために50mm/hに設定してはどうか。 また、員弁川は、国交省中部地方整備局が5箇所水位を測定しており、ライブカメラでいつも PCで確認することが出来るため、員弁川の水位が例えば警戒水位を超えたかも1つの判断材料に してはどうか。	ご意見を踏まえ、異常気象時の構造物の点検は、 桑名観測所において50mm/h以上の大雨が観測 された場合 に実施することとします。 また、基準水位のある水位観測所で事案地に最も近い 星川水位観測所で氾濫危険水位に到達した 場合 にも点検を実施することとします。	資料2 P19
6	構造物の目視点 検について	構造物の目視点検は、点検にどのような性能を求め何をどう点検するのかを決めておく必要がある。 点検を実施する人員の制約の中でできる範囲で、必要なものについて見落としがないように準備し ていただきたい。	点検に求める性能を決定するにあたり、 点検の目的及び考え方について整理し、点検方法を検討しま した。	資料2 P18~21